

京都府国民保護計画の変更結果について

日 付	内 容
平成20年10月24日	国民の保護に関する基本指針変更(内閣官房)
平成21年4月22日	<p>国民保護協議会に諮問</p> <p>◎ 諮問事項</p> <p>(国民保護に関する基本指針の変更(H20.10)に伴うもの)</p> <p>○ 現地関係機関による現地調整所の設置について記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地関係機関の活動を円滑に調整するため、府、市町村が現地調整所を設置すること等について新たに記述する。 <p>○ 国や市町村との合同対策協議会について記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等により開催する合同対策協議会について新たに記述する。
平成21年4月22日	京都府国民保護協議会から異議なしと答申あり
平成22年2月25日	内閣総理大臣協議
平成22年3月19日	閣議決定